

様式5

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会(第7回)議事概要

開催日及び場所	平成30年12月13日(木) 国立大学法人島根大学 本部棟1階第2会議室	
出席委員	○委員長 千家 充伸 (島根大学 監事) ○委員 中野 俊雄 (島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士) 山根 朋洋 (公認会計士)	
審査対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成30年9月30日	
個別審査案件	4 件	○議 事 (1) 審査内容及び個別審査対象案件抽出結果について (2) 個別審査対象案件の審査について
一般競争入札	2 件	
最低価格方式	2 件	
総合評価方式	件	
指名競争入札	件	
最低価格方式	件	
総合評価方式	件	
随意契約	2 件	
企画競争	件	
公募	件	
競争性のない随意契約	2 件	
不落随意契約	件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	指摘すべき重大な事項は認められない。	

質問・意見	回答
<p>1) 医療用消耗品 I (単価契約) 【一般競争入札 (最低価格方式)】 (医学部会計課)</p> <p>・不落となった2品目は現在どのようになっているか。</p> <p>・入札の方法について、全部で54品目あり、それぞれ品目ごとに予定価格を作成してあるが、業者はそれぞれの品目ごとに価格を提示してもらって、品目ごとに判断しているのか。例えば、全品目併せるとか、グループ化等で安くすることはできないか。</p> <p>・参考見積価格一覧表を見ると、ほとんど1品目に参考見積が1者となっているが、先ほどの話が理由であるか。</p> <p>・一般競争に付しても業界慣行で競争が働きにくい状況であれば、できるのは他大学の情報を集めていくことくらいしかない。</p> <p>・同じ品目はずっと同じ業者であるのか。交代した品目があるのか。</p> <p>・単価契約で、業者は売上高を把握できているということか。</p> <p>・大学により価格に差がある品目もあるのはなぜか。</p>	<p>・引き続き交渉中である。予定価格に達するかどうか交渉しているが、なかなか承諾してもらえない。現在は随意契約でスポットで購入している。</p> <p>・検討していない。実情として医療業界は競争が起きにくい状況であり、他の業者が応札に消極的である。</p> <p>・他に見積もりをお願いしているが、応じていただけない。</p> <p>・収入も高止まりになるので、費用を下げる努力が必要となっている。全国病院長会議事務局が全国で共同調達について検討を進めている背景もあり、コンサルタント会社から情報を入れている国立大学病院が多い。このコンサルタント会社と契約すれば品目ごとの全国の病院ごとの調達価格帯が一覧で見ることができるため、本院でも入ることを検討し始めている。</p> <p>・同じ業者である。</p> <p>・こちらも業者になるべくデータをオープンにして提案してもらいやすいようにしている。</p> <p>・卸側は、他大学とは数量が違うとの説明である。予定数量を勘案して予定価格を出している。全国病院長会議でも業者に対してヒアリングを実施して</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 4 品目を選定する際、大学側では、メーカー、製品番号等まで固定して入札しているのか。 ・ 入札参加資格をA～Dとしているが、医療で扱うものをDでよいか。 	<p>いるが、交渉に応じない業者もあり、価格を下げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうである。材料でいうとマスタ上は2万品目くらいあり、同種同等で入札するということを先生方に話をしている。先生方は違うものを使いたい思いがあるが、なるべく同じメーカーに絞ってもらいコストダウンしていく必要がある。 ・ 応札者はAかBがほとんどである。診療科の先生が直接使う医療材料などは、ある程度ディーラーの知識が必要であり、メーカーも知識不足の業者に卸すと評判が悪くなってもいけないという意識が働くと思うので、知識不足の業者は入りづらい業界であると思う。
<p>2) 放射線治療システム一式の包括保守 【随意契約（競争性のない随意契約）】 （医学部会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間が5年となっているが、もともとの装置の導入時期はいつか。今回は何回目かの更新であるか。 ・ 契約率58.23%（本学実績）は何を基に算出したのか。 ・ 他の3つの大学の価格について同じ製品について照会したのか。 ・ 契約率を使っているのはなぜか。 ・ 実質的に保守できるのは1者しかなく独占していて、いかに安くさせるしかないのか。定価証明書は保守の定価ということか。また、シーメンスヘルスケア株式会社が出したものか。努力する余地がないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何回目かの更新である。長期的に使用できる機器である。 ・ 前回（契約期間25年10月～30年9月）の実績を基に算出した。 ・ そうである。 ・ 定価が違うためである。 ・ そうである。交渉は難しい。

・1者しかないのに随意契約ではなく一般競争になるのはなぜか。

・独占販売権があるということは書面で確認しているか。

・大学間で結構価格が違うのはなぜか。

・本体自体は大学の固定資産であるか。

・他大学では保守が本学より高いが、本体購入時は安かったかもしれない。トータルで比較した方がよいのではないか。

・本院では必ずしも保守セットでなくてもいいのではないか。壊れそうにないものは保守をつけなくてもよいものもある。

・情報提供であるが、本日付の日本経済新聞に、情報漏洩防止対策の記事が掲載されていた。対象分野には医療分野も入っているので留意されたい。

3) 島根大学(塩冶)受変電設備点検業務

【一般競争入札(最低価格方式)】

(財務部施設企画課)

・競争参加資格(4)の当該業務請負が可能であることを証明する書類というのは、何を証明し、どこが発行しているものであるか。

・技術的なことは審査していないのか。例えば建設業では県が許可申請出す場合に、財務諸表、役員等や資格者が何人いるか等を県が審査しているが、こ

・随意契約できるのはメーカーから取引できる卸業者が唯一であるという証明が必要であるが、各地域で取引されているので唯一という証明は出せない。手続き上は一般競争でやるしかない。

・書面で確認している。

・理由は聞いていない。特別出精もある可能性がある。

・そうである。

・保守も含めて競争できればよいと思う。

・全て保守をつける必要はないが、保守をつけるかどうかの判断が難しい。

・入札公告に提出書類を示しているが、誓約書、各省庁の資格審査結果通知、同種工事の実績等の資料を提出いただき認定している。

・技術力を証明するものはない。役務の場合はそこまで求めていない。

<p>の案件については技術力を証明するまで求めているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間が30年8月11日～12月28日となっているが、この期間の設定理由は何か。 ・点検の頻度はどのくらいか。 ・今回の落札業者でないと点検できないのか。 ・その観点では、随意契約にしないといけないのではないか。 ・値引率はどのくらいであったのか。そのあたりも資料に記述願いたい。 ・同様の設備は川津キャンパスにもあるのか。過去にも今回の落札者以外の他社は関わっていないのか。 ・入札参加資格についてAからDまで広げる必要があるか。 ・契約期間が8月11日～12月28日であるが、業者の作業日程はどのようになっているのか。 ・一括して積算できないか。1日あたりの単価が高いと思う。 <p>4) 第6回審議での課題事項の検討状況(島根大学川津団地、本庄総合農場排除水及び排水濃度計量検</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注してから、人員確保、調整や報告書の提出を求めているため、ある程度の期間で設定している。 ・この点検は12年に1回である。 ・他社でもできると思うが、重要な設備であること、事故等が起きた場合の責任問題等から、今回の落札者1者の入札となった。 ・見積の段階では、競争的な部分を検討し可能性をみる必要がある。子会社を含め他社でも対応可能である。今回は見積を3者から出してもらっている。 ・値引率や過去の契約率を踏まえた価格を予定価格とした。 ・ある。過去も同者が落札した。他の特別高圧受変電設備は他社であった。 ・今回の案件は参加資格等級がCであった。規則上、金額で等級が設定されているので、今回の参加資格の設定となった。見積をとった3者はAかBであった。 ・作業日としては実質4日である。8月11日からにしているのは事前に人員等の調整が必要であることが理由である。 ・技術者のレベルが違うので難しい。こちらが積算したとしても落札しない。
--	---

査の予定価格)

(財務部施設企画課)

- ・本学の積算価格の算出方法については適正であったということか。
- ・今回の案件について、価格の提示を求める条件はどうであったのか。あいまいであったか。
- ・同じ土俵で競争できるように、なるべく情報を取っていく努力が必要で、もうひと工夫いると思う。
- ・この委員会での報告をもって、理事から監事への回答とする。

5) 監査法人(会計監査人)による監査契約

【随意契約(競争性のない随意契約)】

(財務部経理・調達課)

- ・会計監査人選定基準策定委員会のメンバーは。
- ・手続きについて、候補者を決定し、監事の同意を得て文科大臣に上げるということであるが、1者に絞らなければならないルールとなっているのか。
- ・3年契約であるので選択の余地はないということか。
- ・金額を見ると、大学ということで民間に比べ安いと思う。

- ・分析技術の進歩等について、大学だけで情報を得るのは難しい。複数の見積を取るものが合理的である。今後は、見積依頼の仕方や仕様書の内容をチェックすべきと考えている。
- ・今までのやり方を踏襲しており、仕様書には細かな指示についての記述はなかった。

- ・財務部長(委員長)、財務課長及び医学部会計課長である。
- ・本学は3年間の期間を設けて候補者を決定しており、初年度である平成28年度には候補者として1位と2位を文部科学大臣に提出し、第1位である候補者を選任いただいた。29、30年度は前年度分を評価し、1者を推薦したものである。

**6) 第6回審議での課題事項の検討状況(島根大学
給与計算関係事務及び年末調整事務の予定価格)**

(財務部経理・調達課)

・「過去3年間」や「国等の機関」等の参加資格の条件については、経理・調達課で設定したものか。それは確実に給与計算、支給を実施することを担保するためということか。

・人事労務課作成が作成した仕様書の内容等についての修正意見は、経理・調達課からあまり言えないか。

・他大学では外部委託しているところはないとのことであるが、島根大学において外部委託についての決定権は人事労務課にあるのか。

・マイナンバー管理も含まれているか。

・民間の発想としては、来年度計画を集めて役員会で検討すべきであると思うが、今は予算がつけばOKとなってしまっている。次の契約までに人事労務課で、外部委託するかどうかも含め検討すべきである。

・本件についてもこの委員会での報告をもって、理事から監事への回答とする。

7) リース契約における「機器の選定(納入業者)」

・給与の支給は、労働契約の根幹をなすものであり、支給日に確実に支給できるように計算ができるという担保が必要であることから、依頼部局にも確認したうえで経理・調達課で設定している。

・提出された仕様書は確認のうえ、法令や規則に照らして不適切な部分や明らかな間違いについては修正をお願いしている。また、不明な点があれば確認・検討いただき、その結果に応じて修正をお願いしている。

・現在は、発注部局で予算を確保し契約依頼があれば、そのまま契約の方へ行くという流れになっている。当初、本委託契約を開始するときは、業務効率化の観点から、役員会で外部委託を決定した経緯であったと思うが、それ以降は、(人事労務課から)発注依頼があれば、経理・調達課としては契約しなければならない。

・マイナンバー管理は外部委託契約から除外している。

と「リース料の部分（リース業者）」と個別に契約する方式の導入についての検討結果

(財務部経理・調達課)

・政府調達に関する協定は国立大学法人も従うことになっているのか。

・リース会社は、必ずしも物件が特定されていなくてもリース料だけを示すことは可能ではある。

・現在、国立大学協会を通じて文部科学省や財務省に、借入れを自由化し、設備投資にも融資を受けられるようにとの要望が出されているので、この動向にも注視する必要がある。

・政府調達協定の附属書 I 付表 3 に掲げる機関に国立大学法人が含まれている。